

参考配布

平成 27 年 3 月 27 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官 戸ヶ崎 文泰

課長補佐 梅田 心一郎

(電話) 03(5253)1111 (内線 5324、5335)

03(3502)5227 (夜 間)

派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令

標記について、大阪労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、大阪労働局が配布した資料です。



大阪労働局発表
平成27年3月27日

担	大阪労働局需給調整事業部
	需給調整事業第二課長 山本 和要
当	主任需給調整指導官 本多 正道
	電話 06-4790-6319
	F A X 06-4790-6309

医療関係業務への労働者派遣を行った一般労働者派遣事業主に係る行政処分について

— 派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について —

大阪労働局（局長：中沖 剛）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、一般労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、平成27年3月27日付けにて、同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 被処分一般派遣元事業主

名 称	株式会社メディケア・リハビリ
代表者の職氏名	代表取締役 松下 起士
事業主所在地	大阪府羽曳野市羽曳が丘三丁目203番地1
許可に関する事項	許 可 番 号 般27-300670
	許 可 年 月 日 平成18年6月1日

第2 処分の内容

同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
（労働者派遣事業改善命令の内容は第4のとおり）

第3 処分理由

- ① 株式会社メディケア・リハビリは、通所リハビリテーション施設を派遣先として、平成20年5月1日から平成26年6月25日までの間、医師の指示書により、派遣労働者である作業療法士が作業療法によるリハビリテーションを行っていたことから、労働者派遣法第4条第1項第3号に違反して、少なくとも派遣労働者を延べ1,495人日の労働者派遣を行っていたこと。
- ② 同社は、労働者派遣法第40条の2第1項により定められる派遣可能期間に制限のある業務であるにもかかわらず、当該制限に抵触する日（以下、「抵触日」という。）の通知を当該派遣先から受けることもなく、労働者派遣契約を継続して締結し、かつ、当該抵触日を超えて労働者派遣を行っていたこと。
- ③ 同社は、労働者派遣法第40条の2第1項により定められる派遣可能期間に制限がある業務であり、当該派遣先から抵触日の通知を受けているにもかかわらず、当該抵触日を超えて労働者派遣を行っていたこと。

第4 労働者派遣事業改善命令の内容

- ① 株式会社メディケア・リハビリにおいて、役務の提供を行った又は役務の提供を受けた全ての労働者派遣及び同期間中に行った全ての請負事業について、労働者派遣法及び職業安定法に則って行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。

なお、総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。

- (1) 労働者派遣法第4条第1項第3号
 - (2) 労働者派遣法第26条第6項
 - (3) 労働者派遣法第35条の2第1項
-
- ② 労働者派遣事業の適正な運営のために、以下のことを実施すること。
 - (1) 処分の理由に係る原因の究明
 - (2) 前記(1)に対応した再発防止策の策定
 - (3) 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法令の遵守に係る責任体制の明確化
 - (4) 役職員の労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法令の理解及び遵守の徹底
 - (5) 内部管理体制（人的構成と体制の構築等）の再構築・整備

参 考

労働者派遣事業

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいう。

労働者派遣事業は、一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業の二者に分けられる。

労働者派遣法 (抄)

(業務の範囲)

第4条

第1項

何人も、次号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行なつてはならない。

第3号

警備業法(昭和47年法律第117号)第2条第1項各号に掲げる業務
その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣により派遣労働者に従事させることが適当でない認められる業務として政令で定める業務

○ 労働者派遣法施行令

第2条

法第4条第1項第3号の政令で定める業務は、次に掲げる業務(当該業務について紹介予定派遣をする場合、当該業務が法第40条の2第1項第3号又は第4号に該当する場合及び第1号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業場所がへき地にあり、又は地域における医療の確保ためには、同号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者に従事させる必要があると認められるのとして厚生労働省令で定める場所(へき地にあるものを除く。)である場合を除く。)とする。

第4号

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第2条、第3条、第5条、第6条及び第31条第2項に規定する業務(他の法令の規定により、同条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として行

うことができることとされている業務を含み、病院等、助産所、介護老人保健施設又は居宅において行われるもの(介護保険法第8条第3項に規定する介護予防訪問入浴介護に係るものを除く。)に限る。)

(契約の内容等)

第26条

第6項

派遣元事業主は、第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から前項の規定による通知がないときは、当該者との間で、当該業務に係る労働者派遣契約を締結してはならない。

(労働者派遣の期間)

第35条の2

第1項

派遣元事業主は、派遣先が当該派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けたならば第40条の2第1項の規定に抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行ってはならない。

(労働者派遣の役務の提供を受ける期間)

第40条の2

第1項

派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務(次に掲げる業務を除く。第3項に同じ。)について、派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けなければならない。

第1号

次のイ又はロに該当する業務であつて、当該業務に係る労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を損なわないと認められるものとして政令で定める業務

イ その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務

ロ その業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務

第2号

前号に掲げるもののほか、次のイ又はロに該当する業務

イ 事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であつて

一定の期間内に完了することが予定されているもの

- その業務が一箇月間に行われる日数が、当該派遣就業に係る派遣先に雇用される通常の労働者の一箇月の所定労働日数に比し相当程度少なく、かつ、厚生労働大臣の定める日数以下である業務

第3号

当該派遣先に雇用される労働者が労働基準法第65条第1項及び第2項の規定により休業し、並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業をする場合として厚生労働省令で定める場合における当該労働者の業務

第4号

当該派遣先に雇用される労働者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第2号に規定する介護休業をし、及びこれに準ずる休業として厚生労働省令で定める休業をする場合における当該労働者の業務

第2項

前項の派遣可能期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

第1号

次項の規定により労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間が定められている場合 その定められている期間

第2号

前号に掲げる場合以外の場合 1年

(改善命令等)

第49条

第1項

厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第23条第3項及び第23条の2の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第 56 条

第 1 項

この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

○ 労働者派遣法施行規則

第 55 条

次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地並びに労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

第 4 号 法第 49 条第 1 項及び第 2 項の規定による命令
(第 1～3 号、第 5～7 号、略)

保健師助産師看護師法（抄）

第 5 条

この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

第 6 条

この法律において「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することを行うことを業とする者をいう。

第 31 条

第 1 項

看護師でない者は、第 5 条に規定する業をしてはならない。

第 2 項

保健師及び助産師は、前項の規定にかかわらず、第 5 条に規定する業を行うことができる。

第 32 条

准看護師でない者は、第 6 条に規定する業をしてはならない。

理学療法士及び作業療法士法（抄）

第2条

第2項

この法律で「作業療法」とは、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせることをいう

第4項

この法律で「作業療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法を行うことを業とする者をいう。

第15条

第1項

理学療法士又は作業療法士は、保健師助産師看護師法（昭和23年法第203号）第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として理学療法又は作業療法を行うことを業とすることができる。

介護保険法（抄）

第8条

第8項

この法律において「通所リハビリテーション」とは、居宅要介護者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）について、介護老人保健施設、病院、診療所、その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。

第8条の2

第8項

この法律において「介護予防通所リハビリテーション」とは、居宅要支援者（主治の医師がその必要に程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。

○ 介護保険法施行規則

第 11 条

法第 8 条第 8 項の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定期にあり、次条に規定する施設において、心身の機能の維持回復及び日常生活上の自立を図るために、診療に基づき実施される計画的な医学的管理の下における理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを要することとする。

第 12 条

法第 8 条第 8 項の厚生労働省令で定める施設は、介護老人保健施設、病院及び診療所とする

第 22 条の 11

法第 8 条の 2 第 8 項の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定期にあり、次条に規定する施設において、心身の機能の維持回復及び日常生活上の自立を図るために、診療に基づき実施される計画的な医学的管理の下における理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを要することとする。

第 22 条の 12

法第 8 条の 2 第 8 項の厚生労働省令で定める施設は、介護老人保健施設、病院及び診療所とする。